

船橋市地球温暖化対策実行計画
(第4次ふなばしエコオフィスプラン)

平成28年度取組結果報告書

船橋市

1 目的

本計画は、本市自らが行う事務・事業について、温室効果ガスの排出の抑制等に職員の積極的な行動を促し、環境負荷への低減に寄与するとともに、市の率直的な行動を通じて市民・事業者の環境に配慮した自主的な取り組みの推進を図ります。

2 計画期間

本計画における計画期間は、基準年度を平成 25 年度とし、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年とします。

3 対策方針

本計画の方針は、計画の主たる目的であるエネルギー使用の効率化による温室効果ガスの削減とともに、第 3 次エコオフィスプランにおいて目標を達成できなかった廃棄物の排出量の削減、紙類の削減について引き続き自主的に数値目標を設定し、全庁的に取り組むものとします。

取組みにあたっての留意点を以下(1)から(3)に記しました。

(1) 温室効果ガスの発生特性に応じた対策の誘導

- 船橋市再生可能エネルギー等導入方針に沿った再エネ・省エネ設備の計画的な導入
- 省エネ法におけるエネルギー使用量年 1%削減、夏季・冬季におけるピークカット

(2) 全庁的なエコアクションの推進

- 温室効果ガスの削減、エネルギー使用量削減を中心とした目標設定
- 日常的な節電、グリーン購入等環境配慮型契約の推進による低炭素化の促進

(3) 取組状況や課題の「見える化」による改善意欲の高揚

- 取組状況の情報提供及び対策の全庁的なエコ行動意欲の増進
- 定期的な集計時に際しての効率・連携化による各課の事務負担の軽減

4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、市が行うすべての事務・事業並びに組織及び施設とし、指定管理者制度の対象施設についても同様とします。

ただし、以下の組織または施設における事務・事業については、次のとおりとします。

- (1) 市が設置している施設のうち条例に基づき管理委託している施設は、温対法及び省エネ法に基づいた温室効果ガスの排出量及びエネルギーの使用量について

対象とする。

(2) 市が主に出資している法人等は、当該計画の対象外とする。

5 目標値

本計画における市の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量の削減目標は、「船橋市再生可能エネルギー等導入方針」における目標設定にあわせ、再生可能エネルギーの導入や設備の省エネルギー化等を推進していくことで、市事業からの CO₂ 排出量を平成 32 年度の時点で平成 25 年度比 30%削減することを目指します。

また、平成 26 年度からは夏季(7 月～9 月)及び冬季(12 月～3 月)の 8 時から 22 時の間が電気需要平準化時間帯とされ、電力のピークカット対策が義務付けられ、特にエネルギーの節約が必要となっています。

このことから、本計画では日常的なエコオフィス活動の促進も行動目標として設定しています。

【削減目標】

削減目標は、下表 1 のとおりです。

表 1 第 4 次エコオフィスプランにおける削減目標

目標項目	評価項目	削減目標
CO ₂ 排出量	市の事務・事業からの CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	平成 32 年度において、 基準年度値*比 30%以上の削減 = 105,438 t-CO ₂ 以下 *平成 25 年度 150,627 t-CO ₂
エネルギー使用量	庁舎・施設等における エネルギー使用量 (原油換算,kL)	前年度比 1%以上の削減
	公用車における エネルギー使用量 (原油換算,kL)	前年度比 1%以上の削減
資源ごみ排出割合	本庁舎から排出される 資源ごみの割合	第 3 次エコオフィスプランの 最終年度*値 46%以上 *平成 26 年度
用紙購入量	用紙類の購入量 (t)	第 3 次エコオフィスプランの 最終年度*値 550 t 以下 *平成 26 年度

【行動目標】

日常的な節電、ガス、上水道使用量、廃棄物排出量の削減のほか、物品のグリーン購入率など、温室効果ガスの削減に資する環境配慮型契約の推進により、低炭素化の促進に努めます。

6 平成 28 年度取組結果

【削減目標項目】

(1) CO₂ 排出量

市の事務・事業からの CO₂ 排出量は、基準値比 12.1% 削減しました(図 1)。目標達成に向け、さらなる排出量削減に取り組む必要があります。

排出源別の CO₂ 排出量は、非エネルギー由来が前年度から減少しました(図 2)。これは、平成 27 年度の一般廃棄物中の廃プラスチック混入量が多かったためと考えられます。

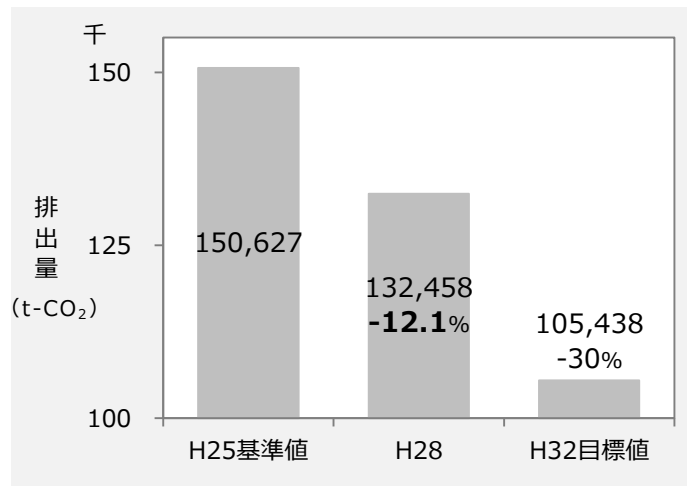


図 1 市の事務・事業からの CO₂ 排出量

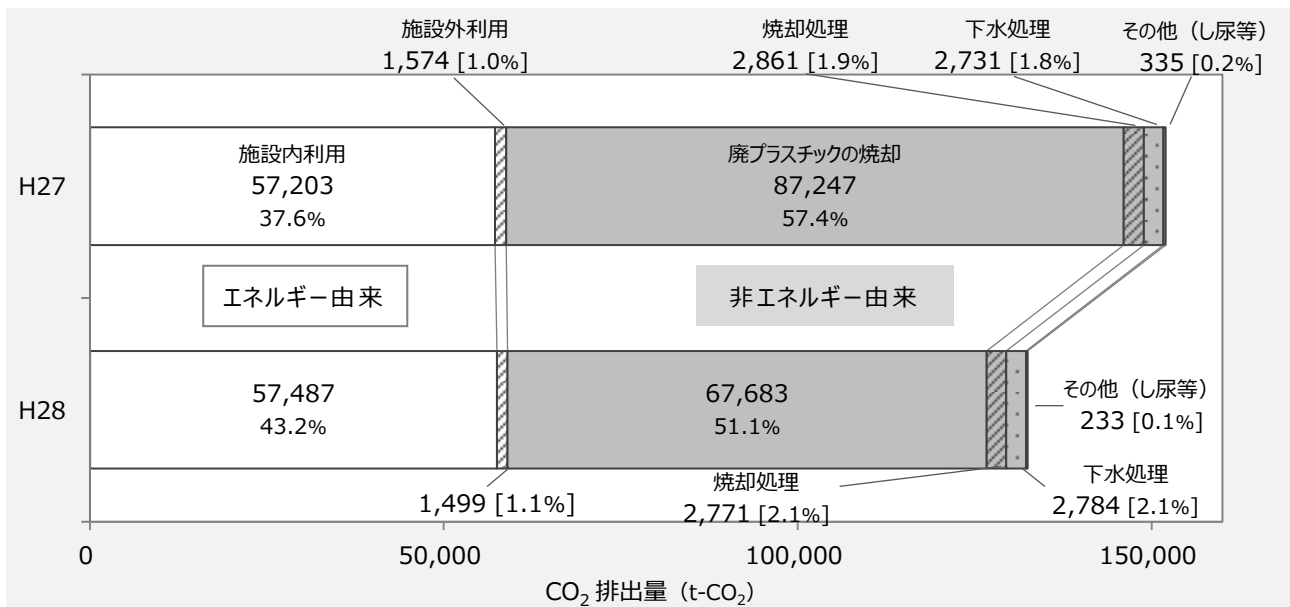


図 2 排出源別の CO₂ 排出量

※ 施設内利用: 公用車の燃料及び走行並びに街路灯を除く庁舎・施設等におけるエネルギー利用

エネルギー由来 CO₂ 排出量の多い施設は、常時稼働施設が上位を占めました(図 3)。目標達成のため、日常的な省エネ行動を全職員が徹底するだけでなく、省エネ設備等の積極的導入や設備の保守・管理を適切に実施する必要があります。

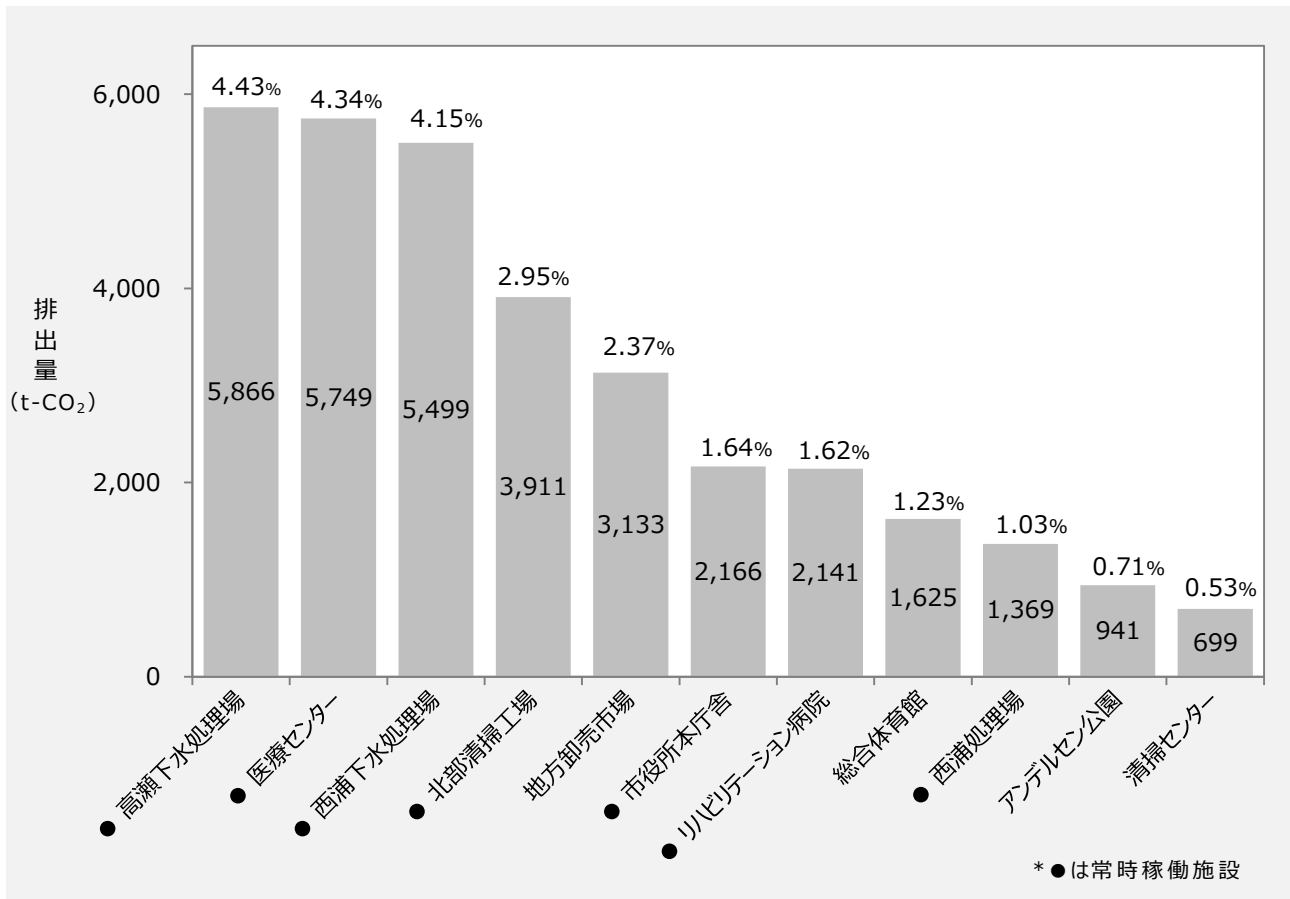


図3 平成28年度エネルギー由来CO₂排出量上位25%施設の排出量及び全排出量比

(2) 庁舎・施設等におけるエネルギー使用量 — 目標未達成

庁舎・施設等におけるエネルギーの原油換算使用量は、前年度比0.3%増加し、目標を達成しませんでした(図4)。

庁舎・施設等における使用エネルギーの割合は、電気が80%以上を占め、前年度から電気の割合が0.4ポイント増加しました(図5)。電気使用量について、節電を実施するほか、施設の新築及び建替え時に太陽光発電設備の設置やLED照明の導入等による対策

は行っているものの、既存の施設等についても導入を検討する必要があります。

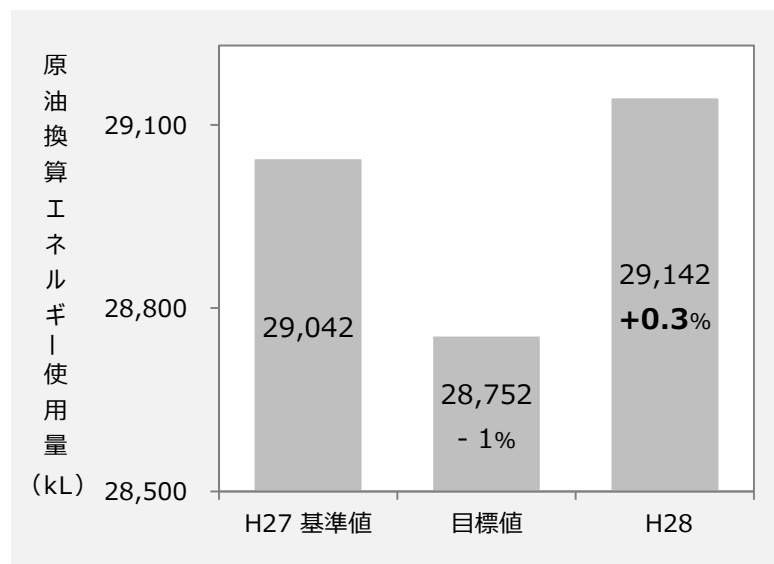


図4 庁舎・施設等におけるエネルギーの原油換算使用量

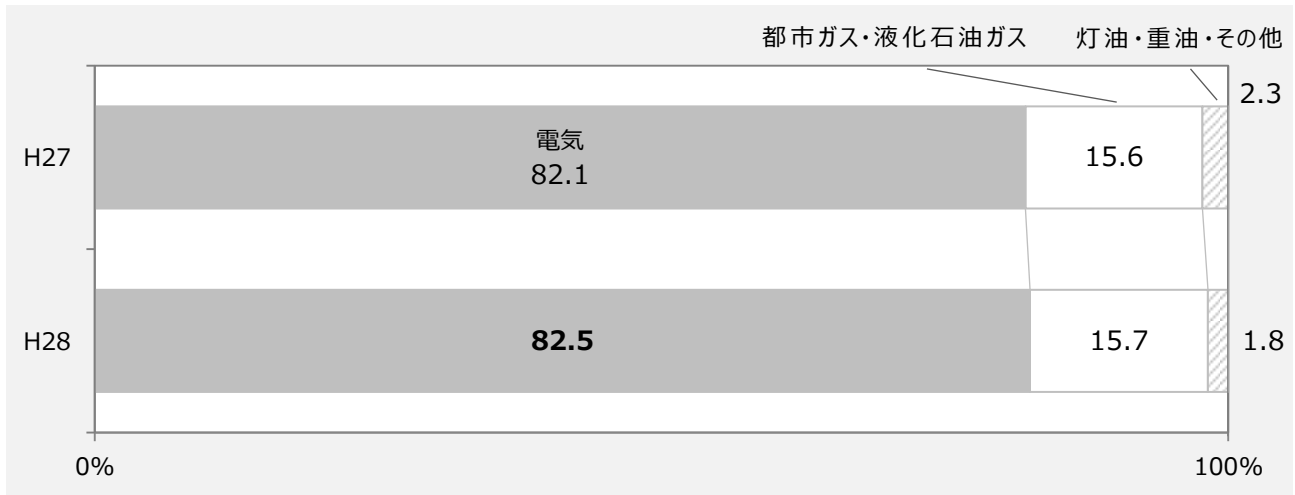


図 5 平成 27・28 年度の庁舎・施設等における使用エネルギーの割合

(3) 公用車におけるエネルギー使用量 — 目標達成

公用車における燃料の原油換算使用量は、前年度比 3.2%削減し目標を達成しました(図 6)。

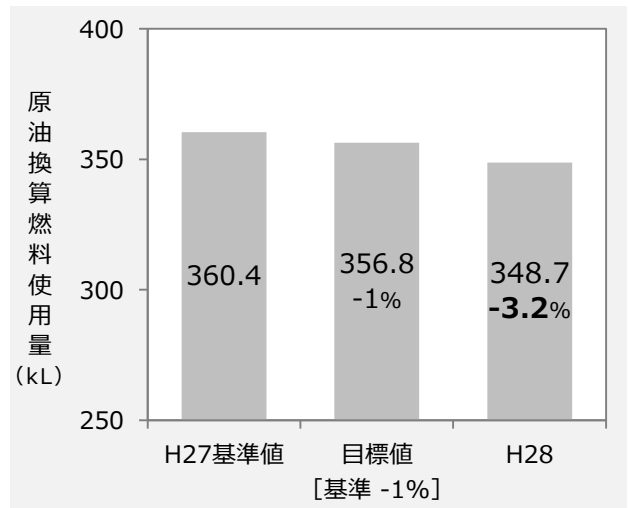


図 6 公用車における燃料の原油換算使用量

(4) 本庁舎から排出される

資源ごみの割合 — 目標達成

本庁舎における資源ごみ排出割合は、50.8%と目標を達成しました(図 7)。また、燃えるごみ、不燃・粗大ごみ及び総排出量はすべて基準年度から削減しました。引き続き分別を徹底し、割合を維持もしくは上昇する必要があります。

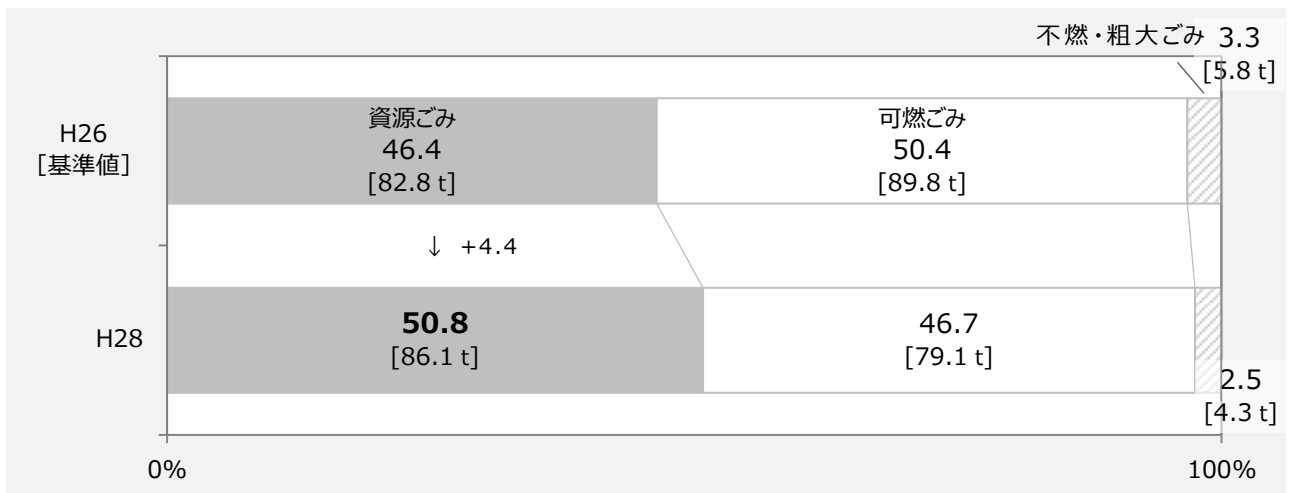


図 7 本庁舎から排出されるごみの割合

(5) 用紙購入量 — 目標未達成

庁舎施設等における用紙類の購入量は、基準年度より 97.23 t 増加し、目標に達しませんでした(図 8)。業務量が年々増加していることも原因ではありますが、業務に支障のない範囲での両面印刷や 2 アップ印刷、ミスコピー及び必要数以上の印刷等の防止を徹底する必要があります。

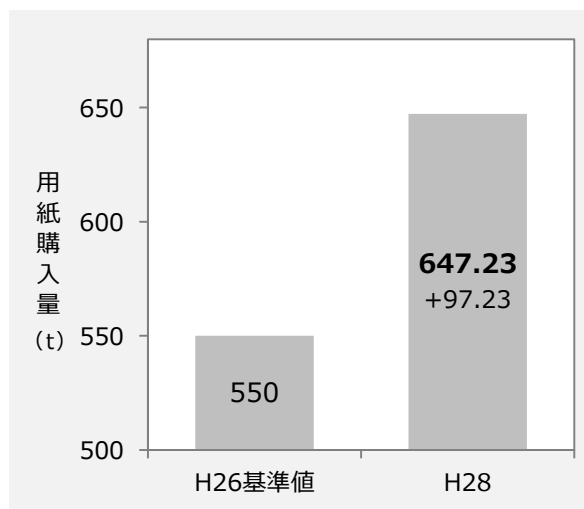


図 8 庁舎施設等における用紙類の購入量

【行動目標項目】

(1) 日常的な節電

代表施設として本庁舎における各月の電力使用量を比較したところ、8月から11月、2月及び3月において前年度値を上回りました(図 9)。これは、時間外の空調機の延長運転が要因のひとつとして考えられます。節電効果が確認された月はありませんでしたが、年間を通じて業務に支障の出ない範囲での消灯等、節電を徹底する必要があります。

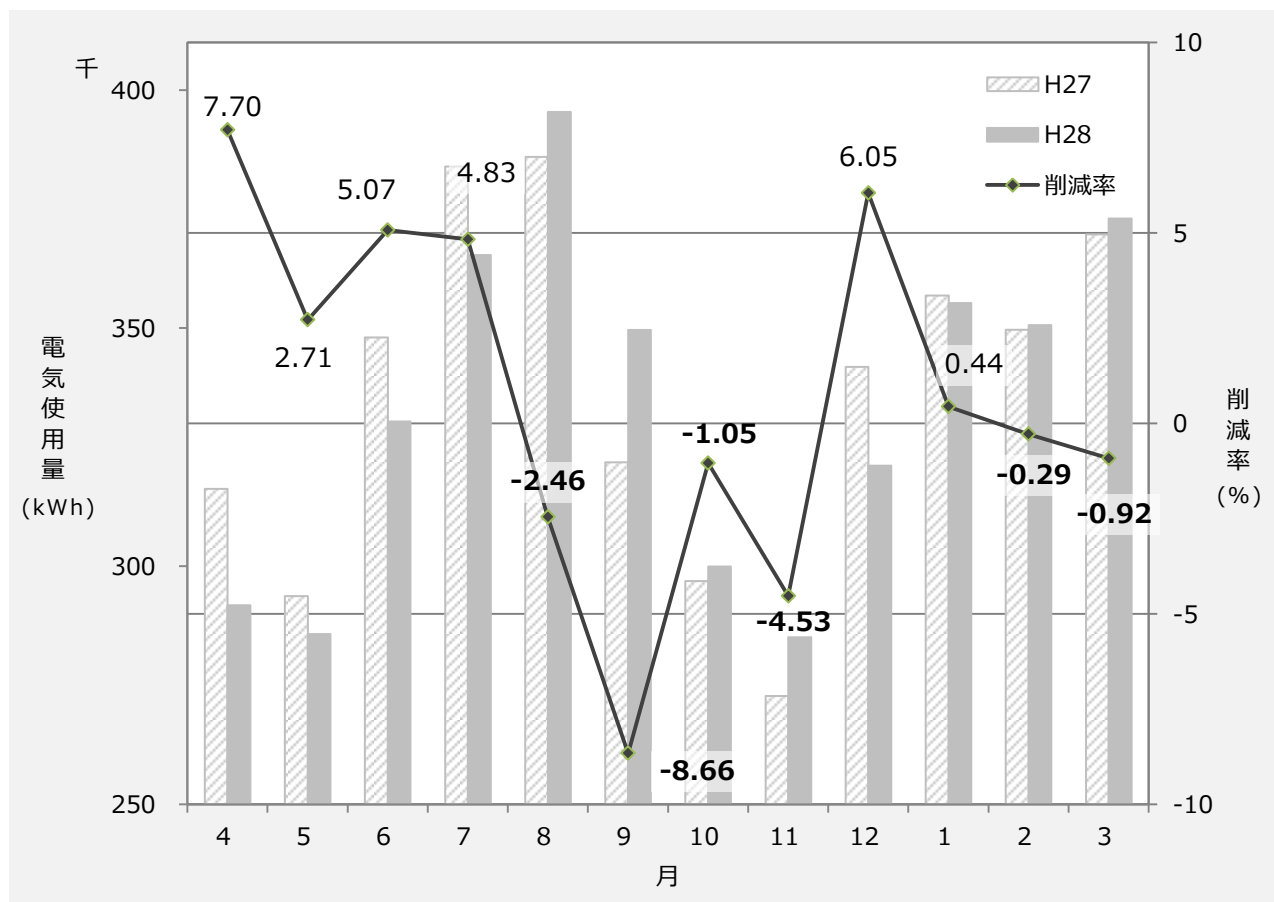


図 9 本庁舎における電力の使用量及び前年度比削減率

(2) 上水道使用量

本庁舎における上水道使用量は、0.17%増加しました(図 10)。引き続き職員の利用について、節水を徹底する必要があります。

(3) 物品のグリーン購入率

市における環境配慮物品の購入率は、前年度比で 2.1 ポイント増加しました(図 11)。購入時に船橋市グリーン調達等基本方針、エコ商品ねっと(<http://www.gpn.jp/econet/>)を参考に環境配慮物品の購入をする必要があります。

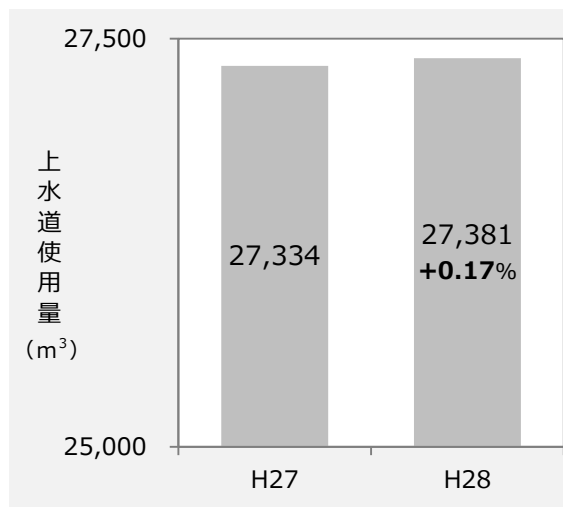


図 10 本庁舎における上水道使用量

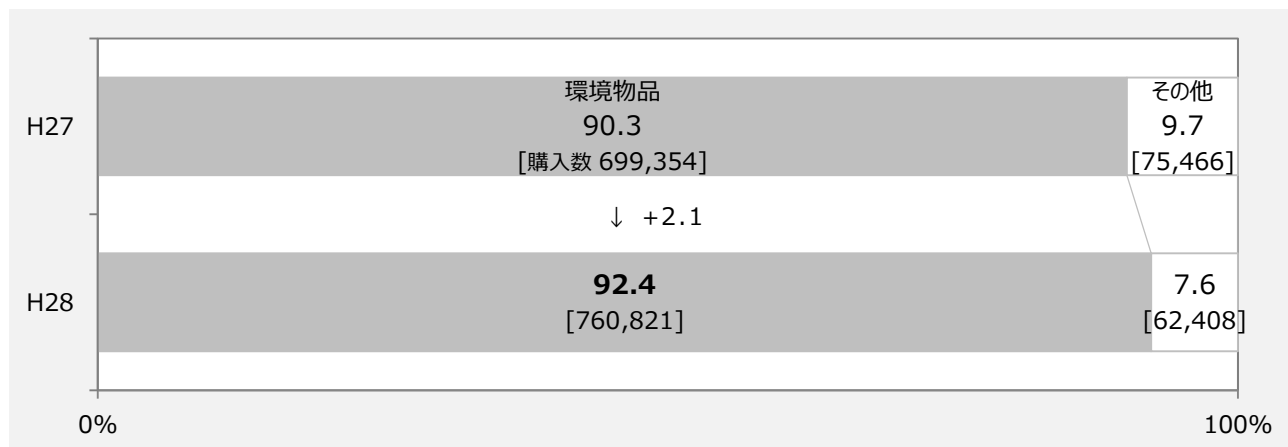


図 11 環境配慮物品の購入率

環境配慮物品の区分ごとの購入率は、作業服等、自動車、機器類、文具類が 80%を下回りました(図 12)。

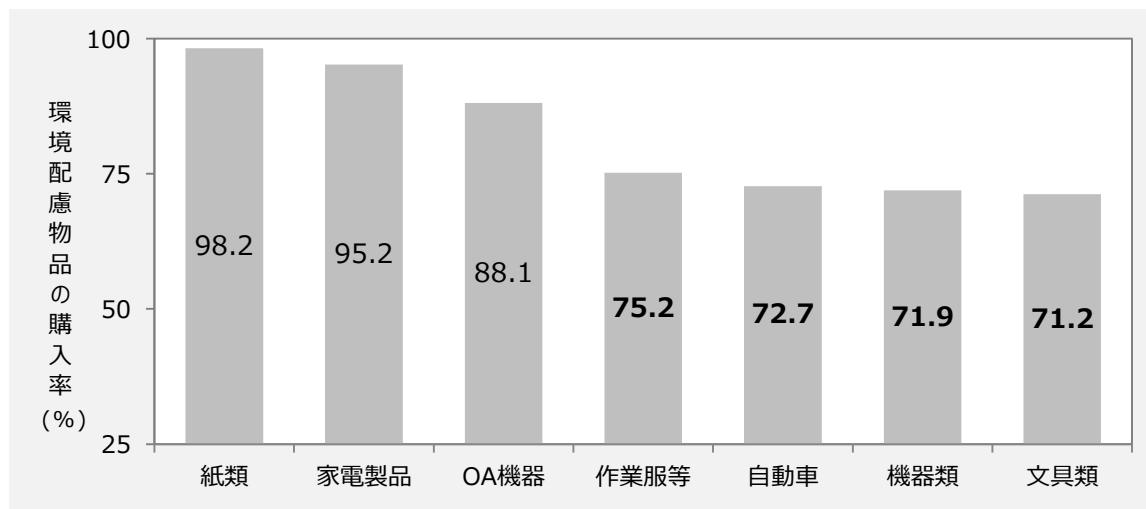


図 12 環境配慮物品の区分ごとの購入率

7 再生可能エネルギー進行管理について

(1) 再生可能エネルギーの活用及び目標

新築、改築または増築する施設において、再生可能エネルギー設備（太陽光・太陽熱・地中熱利用等）、省エネルギー設備（マイクロコージェネレーション設備・高効率給湯設備・高効率照明設備等）等の設置について、「船橋市再生可能エネルギー等導入方針」（以下、再エネ導入方針）に基づいて検討・導入するものとしています。

再エネ導入方針では、各事業分野における再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等を順次進めることによるエネルギー創出量（発電量）と CO₂ 排出量削減効果について、平成 32 年度を達成時期とした目標値を定めています（表 2）。

表 2 再生可能エネルギー導入方針における目標設定

項目	達成目標 [平成 32 年度]
エネルギー創出見込量	86,900 MWh/年 約 19,600 世帯分の電力に相当
CO ₂ 排出削減見込量	平成 25 年度比 30%削減 = 48,000 t-CO ₂ /年削減 スギの木約 342 万本分の吸収量に相当

また、各エネルギー対策事業の方針の柱について、導入例を示しています（表 3）。

表 3 各エネルギー対策事業の方針の柱

方針の柱	導入例
再生可能エネルギー等による発電	下水処理場におけるバイオガス発電 小水力発電、高効率ごみ発電の導入 等
省エネルギー設備への更新	LED 等高効率照明への交換 空調設備のインバーター化 等
自立的なエネルギーの確保に役立つ設備等の導入	太陽光発電、蓄電池 コージェネレーション給湯設備の導入 等
先導的な再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の活用	温度差エネルギーの活用 エネルギーマネジメントシステムの導入 等

(2) 再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー対象事業の推進状況

平成 28 年度末におけるエネルギー創出見込量は 46,132MWh/年、CO₂ 排出削減量は 24,328 t-CO₂/年で、進捗率はそれぞれ 53.1%及び 50.7%でした（図 13）。

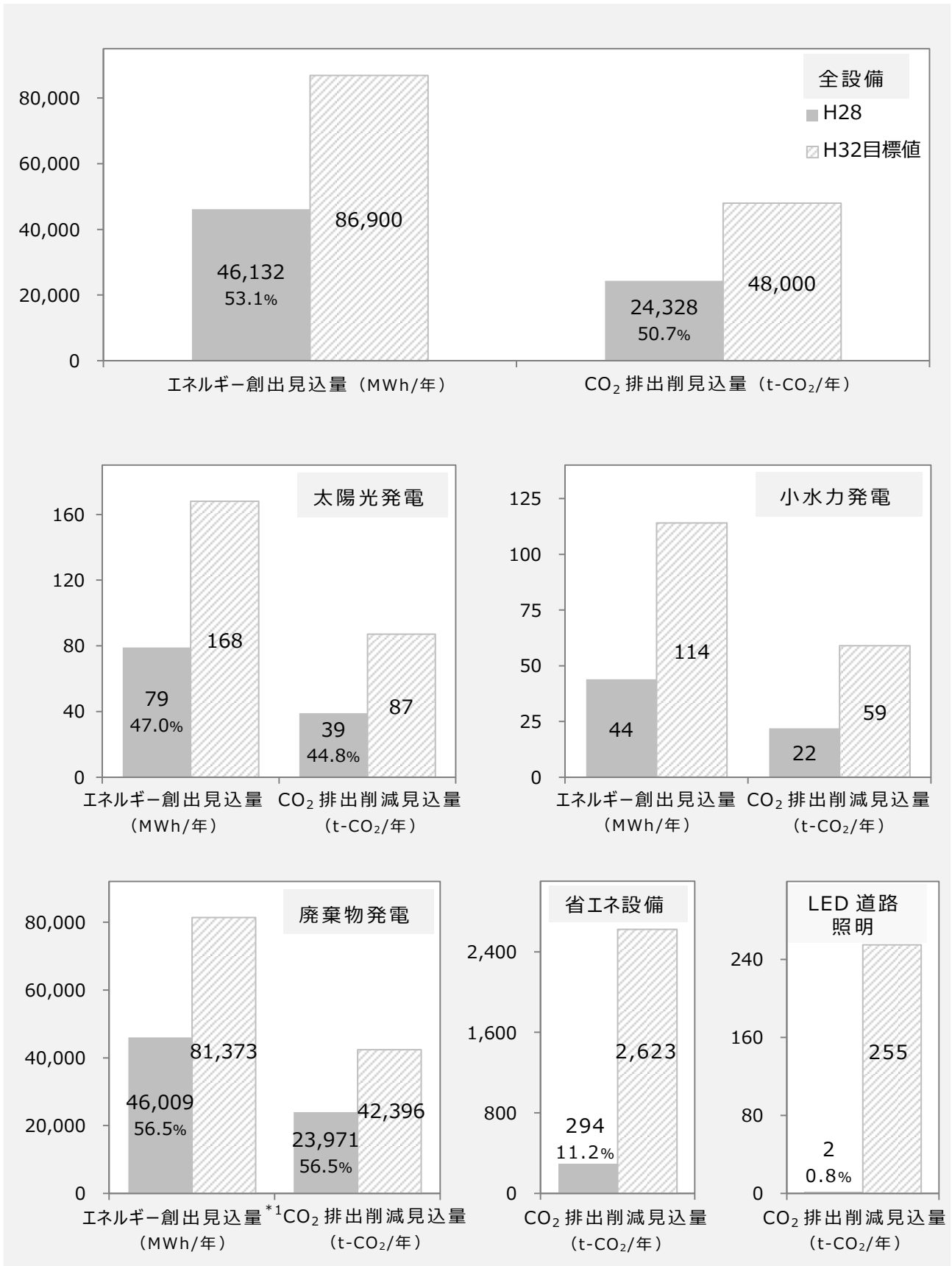


図 13 再生可能エネルギー設備等設置実績

※ CO₂ 排出削減量は平成 28 年度東京電力実排出係数 0.000500 t-CO₂/kWh から算出

*1：再エネ導入方針から算出 *2：省エネ法の中長期報告書から算出

また、再生可能エネルギーの活用によるCO₂削減、自立電源の確保及び環境学習や啓発のため、市の小中学校等に太陽光発電設備を順次設置しました(表4)。

表4 再生可能エネルギー設備等設置状況(平成27年度まで)

設備種別	施設名	出力(kW)	設置年度
太陽光発電	市場小学校	10	H21
	法典西小学校	10	H21
	咲が丘小学校	10	H21
	西海神小学校	20	H23
	船橋小学校	10	H26
	坪井小学校	10	H26
	船橋中学校	10	H21
	宮本中学校	10	H21
	旭中学校	10	H21
	飯山満中学校	10	H21
	湊中学校	10	H26
	若松中学校	10	H27
	前原中学校	10	H27
	特別支援学校(高根台)	10	H21
	法典公民館	10	H22
	坪井公民館	10	H22
	北部公民館	10	H27
	北総育成園	10	H24
保健福祉センター	10	H27	
小水力発電	西浦下水処理場	5	H26
廃棄物発電	南部清掃工場	1,680	H 1
省エネ設備	道路照明のLED化	5か所	
合計		1,885	

平成 28 年度は計 7 施設に設置しました(表 5)。

表 5 再生可能エネルギー設備等設置状況(平成 28 年度)

設備種別	施設名	出力 (kW)
	西図書館	10
	高瀬下水処理場上部運動広場	8
太陽光発電	地方卸売市場管理棟	10
	ふなばし三番瀬環境学習館	3
	北部清掃工場	8
風力発電	ふなばし三番瀬環境学習館	1
廃棄物発電	北部清掃工場	8,800
省エネ設備	道路照明の LED 化	5 か所
合計		8,840

また、平成 29 年度には 3 施設において設置を予定しています(表 6)。

表 6 再生可能エネルギー設備等設置予定施設

設備種別	施設名	出力 (kW)	設置年度
	法典東小学校	10	H29
	市立船橋高等学校第三体育館	20	H29
	坪井児童ホーム	10	H30
太陽光発電	(仮称)古和釜分署	10	H30
	本庁舎	40	H30 以降
	(仮称)塚田第二小学校	10	H32
	南部清掃工場	20	H32
小水力発電	高瀬下水処理場	15	H29
廃棄物発電	南部清掃工場	8,400	H32
バイオマス発電	西浦下水処理場	750	H31
合計		9,285	